

介護給付費分科会における今後の検討の進め方について(案)

【平成26年】

10月中旬

おおむね以下の流れで、原則として週1回のペースで議論

○総論

(介護事業経営実態調査結果、27年度報酬改定に向けてなど)

○居宅サービス①

(定期巡回・随時対応サービス等、訪問看護、訪問介護など)

○施設サービス①

(介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護)

○施設サービス②

(介護老人保健施設、介護療養型医療施設)

○居宅サービス②

(通所介護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、ショートステイ、グループホーム、福祉用具など)

○その他

(処遇改善、区分支給限度基準額、ケアマネジメント、地域区分など)

※審議の過程において、さらに検討が必要な事項が生じた場合には、適宜、議論を行う。

11月下旬

報酬・基準に関する基本的な考え方の整理・取りまとめ

12月上中旬 諮問・答申①(運営基準(省令)案に関する事項について)

平成27年度政府予算案編成

【平成27年】

1月中下旬

諮問・答申②(介護報酬改定案について)

4月

介護報酬改定

(※4月施行分のほか、消費税率引上げがあれば併せて対応)

平成27年度介護報酬改定に向けた基本的な視点(案)

平成27年度介護報酬改定に向けて、社会保障審議会介護給付費分科会において、本年4月以降、計8回の議論を行うとともに、事業者団体ヒアリングを行った。

これらの議論を踏まえ、今回の介護報酬改定に向けた基本的な視点は、次のように整理できると考えられる。

(地域包括ケアシステムの構築に向けた流れの中での報酬改定)

- 介護保険制度の創設から15年目を迎え、介護サービスの提供は着実に拡充されてきた。しかしながら、今後更なる増加が見込まれる高齢者の地域における暮らしを支えるためには、介護サービスの充実とともに、団塊の世代が全て75歳以上となり、医療ニーズを併せ持つ要介護者の増大が見込まれる2025年(平成37年)に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築していくことが喫緊の課題である。
- このような認識のもと、平成23年の制度改正では「地域包括ケアシステム」の理念規定を介護保険法に明記することに加え、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指すため、定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスなどの新たなサービスを創設した。また、これに続く平成24年度の介護報酬改定において、制度改正の趣旨を踏まえ、介護サービスの充実・強化を図りながら、診療報酬との同時改定として医療と介護の役割分担と連携を強化することで、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた基盤強化を推進した。
- こうした一連の流れの中で、今般の平成26年の制度改正では、高度急性期医療から在宅医療・介護、さらには生活支援まで、一連のサービスを地域において切れ目なく総合的に確保するため、「医療提供体制の見直し」と「地域包括ケアシステムの構築に向けた見直し」が一体的に行われた。
- 介護保険制度における具体的な対応としては、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実などを市町村が行う地域支援事業に位置付けるとともに、要支援者の多様なニーズに対応するため、従来、予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を、市町村が行う地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)に移行することとした。
また、今般の医療・介護の一体的な制度改正に先駆けて行われた平成26年度の診療報酬改定において、医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等にも取り組みがなされた。
- 一方、2025年が約10年後に迫るなかで人口構造に目を向けると、2025年以降、我

が国の介護保険制度を支える 40 歳以上人口は減少に転じるとともに、既に減少局面に入っている生産年齢人口(15 歳から 64 歳)についても、趨勢的に減少が続くといった、これまで経験したことのない環境に直面することが見込まれる。

このため、“2025 年に向けた地域包括ケアシステムの構築”とともに、保険制度の支え手や介護サービスの担い手の減少とは対照的に今後も増大が見込まれる介護ニーズに対して、質の高い介護人材を確保し、より効率的なサービスの提供体制をいかに構築していくのか、といった“2025 年以降を見据えた対応”も考慮すべき時期に差し掛かっている。

- このような状況等を背景として、今般の制度改正後初となる今回の介護報酬改定においても、制度改正の趣旨を踏まえ、平成 30 年度の診療報酬と介護報酬の同時改定を見据えつつ、地域包括ケアシステムを着実に構築していく観点から、その基本的な視点を整理すれば、おおむね次の3点に集約されるものと考えられる。

(今回の介護報酬改定に向けた基本的な視点)

- 第1の視点としては、地域包括ケアシステムの構築に向けた、在宅中重度者や認知症高齢者への対応の更なる強化である。特に、今般の制度改正では、在宅医療・介護連携の推進を地域支援事業に位置づけて取り組むこととしているが、今回の介護報酬改定においても、医療と介護の連携も含め、在宅中重度者や認知症高齢者への支援を強化することが必要である。
また、平成 26 年度の診療報酬改定や今後の地域医療構想に基づく病床機能の分化・連携の推進による医療機関から在宅復帰促進の流れにより、在宅医療・介護のニーズが高まり、在宅要介護者の中重度化が見込まれることから、在宅生活の限界点を更に高めるための対応が必要である。
- 第2の視点としては、介護人材確保対策の推進である。介護人材は、地域包括ケアシステムの構築に不可欠な社会資源であり、その確保は最重要の課題である。また、将来的なマンパワー減少を見据え、質の高い介護人材を確保するとともに、効率的かつ効果的に配置するといった観点も重要である。
介護人材の確保に当たっては、雇用管理の改善など事業者自らの意識改革や自主的な取組を推進することが重要であるとともに、国・都道府県・市町村が役割分担しつつ、それぞれが積極的に取り組むべき課題であり、事業者の取組がより促進される仕組みを構築していくことが必要である。
- 第3の視点としては、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築である。地域包括ケアシステムの構築を図る一方、保険料と公費で支えられている介護保険制度の持続可能性を高め、限りある資源を有効に活用するためには、より効果的で効率的なサービスを提供することが求められている。
このような観点から、必要なサービス評価の体系化・適正化や規制緩和等を進めていくことが必要である。

社保審一介護給付費分科会	
第 110 回 (H26.10.15)	資料 1

介護給付費分科会一介護事業経営調査委員会	
第 11 回 (H26.10.3)	資料 1・3 改

平成 26 年介護事業経営実態調査結果の概要 (案)

1. 調査の目的

介護報酬は各々のサービスの平均費用の額等を勘案して設定することとしていることから、各々の介護サービスについての費用等についての実態を明らかにし、介護報酬設定のための基礎資料を得ることを目的として調査を実施。

2. 調査時期

平成 26 年 4 月 (平成 26 年 3 月中の収支等の状況を調査)

3. 調査対象等

(1) 調査対象

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護、訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護ステーション、訪問リハビリテーション、通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、居宅介護支援、福祉用具貸与、小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス

(2) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出

(3) 調査客体数

- ・調査客体数：33,339 施設・事業所
- ・有効回答数：16,145 施設・事業所 (有効回答率：48.4%)

(4) 調査項目

サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置、職員給与、収入の状況、支出の状況 等

4. 調査結果のまとめ

(1) 各サービス

平成 26 年介護事業経営実態調査結果における各サービスの状況は以下のとおりとなっている。なお、かっこ内は前回の平成 23 年調査との比較である（ただし、調査対象施設・事業所が同一ではないことに留意が必要）。

収支差率及び収入に対する給与費の割合等は、いずれもサービス毎のまとめであり、個々のサービス事業所の実際の数値は様々な状況があること、複数サービスを提供している場合のサービス事業者や法人の全体の状況ではないことにも留意が必要である。

① 施設系サービス

- ・ 収支差率については、介護老人福祉施設では 8.7%（-0.6 ポイント）、介護療養型医療施設では 8.2%（-1.5 ポイント）、地域密着型介護老人福祉施設では 8.0%（+6.1 ポイント）、介護老人保健施設では 5.6%（-4.3 ポイント）となっており、前回調査との比較では、地域密着型介護老人福祉施設で大きく上昇、介護療養型医療施設、介護老人保健施設で下降している。
- ・ 収入に対する給与費の割合については、介護老人福祉施設では 57.6%（+0.1 ポイント）、地域密着型介護老人福祉施設では 57.2%（-1.4 ポイント）、介護老人保健施設では 56.5%（+4.3 ポイント）、介護療養型医療施設では 56.3%（+1.1 ポイント）となっており、前回調査との比較では、介護老人保健施設で上昇しており、他サービスでは変動は小さい。

② 訪問系サービス

- ・ 収支差率については、訪問介護では 7.4%（+2.3 ポイント）、訪問入浴介護では 5.4%（-1.3 ポイント）、訪問リハビリテーションでは 5.3%（+2.2 ポイント）、訪問看護ステーションでは 5.0%（+2.7 ポイント）、夜間対応型訪問介護では 3.8%（-0.8 ポイント）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護では 0.9%となっており、前回調査との比較では、訪問介護、訪問リハビリテーション、訪問看護ステーションで上昇、訪問入浴介護で下降している。
- ・ 収入に対する給与費の割合については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護では 85.6%、夜間対応型訪問介護では 83.0%（+7.2 ポイント）、訪問看護ステーションでは 76.6%（-3.4 ポイント）、訪問介護では 73.7%（-3.2 ポイント）、訪問リハビリテーションでは 68.1%（+7.3 ポイント）、訪問入浴介護では 64.5%（-1.1 ポイント）となっており、前回調査との比較では、夜間対応型訪問介護、訪問リハビリテーションで上昇しており、他サービスでは変動は小さい。

③ 通所系サービス

- ・ 収支差率については、通所介護では 10.6% (−1.0 ポイント)、通所リハビリテーションでは 7.6% (+3.6 ポイント)、認知症対応型通所介護では 7.3% (+1.4 ポイント) となっており、前回調査との比較では、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護で上昇している。
- ・ 収入に対する給与費の割合については、認知症対応型通所介護では 62.2% (−0.3 ポイント)、通所リハビリテーションでは 59.3% (−1.9 ポイント)、通所介護では 55.8% (+0.2 ポイント) となっており、前回調査との比較では、各サービスとも変動は小さい。

④ その他のサービス

- ・ 収支差率については、特定施設入居者生活介護では 12.2% (+8.7 ポイント)、認知症対応型共同生活介護では 11.2% (+2.8 ポイント)、短期入所生活介護では 7.3% (+1.7 ポイント)、地域密着型特定施設入居者生活介護では 6.8% (+3.0 ポイント)、小規模多機能型居宅介護 6.1% (+0.2 ポイント)、福祉用具貸与では 3.3% (−2.7 ポイント)、複合型サービスではマイナス 0.5%、居宅介護支援ではマイナス 1.0% (+1.6 ポイント) となっており、前回調査との比較では、特定施設入居者生活介護で大きく上昇、認知症対応型共同生活介護、短期入所生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、居宅介護支援で上昇、福祉用具貸与で下降している。
- ・ 収入に対する給与費の割合については、居宅介護支援では 81.9% (+1.5 ポイント)、複合型サービスでは 71.8%、小規模多機能型居宅介護では 63.4% (−0.3 ポイント)、短期入所生活介護では 59.2% (+1.7 ポイント)、認知症対応型共同生活介護では 55.9% (−0.5 ポイント)、地域密着型特定施設入居者生活介護では 52.6% (−2.2 ポイント)、特定施設入居者生活介護では 39.9% (−9.1 ポイント)、福祉用具貸与では 32.0% (−3.0 ポイント) となっており、前回調査との比較では、特定施設入居者生活介護で下降しており、他サービスでは変動は小さい。

(2) 総括

平成 26 年介護事業経営実態調査結果を総括すると、以下のとおりとなっている。

- ・ 多くの介護サービスでは、職員一人当たり給与費及び職員一人当たり利用者数等の稼働率の上昇を伴いながら、収支差率が 5%以上となっており、10%以上となっているものもある

各介護サービスの収入に対する給与費の割合は、前回調査と比べ、概ね同程度の水準を維持

- ・ 施設系サービスの収支差率はいずれも 5%以上となっている
 施設系サービスの収入に対する給与費の割合は、前回調査と比べ、介護老人保健施設で上昇
- ・ 訪問系サービスのうち、訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、訪問看護ステーションの収支差率は 5%以上となっている。
 訪問系サービスの収入に対する給与費の割合は、前回調査と比べ、夜間対応型訪問介護、訪問リハビリテーションで上昇
- ・ 通所系サービスの収支差率はいずれも 5%以上となっており、通所介護の収支差率は 10%以上となっている
- ・ その他のサービスのうち、複合型サービス、居宅介護支援の収支差率はマイナス、短期入所生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護の収支差率は 5%以上となっており、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護の収支差率は 10%以上となっている
 その他のサービスの収入に対する給与費の割合は、前回調査と比べ、特定施設入居者生活介護で下降

なお、調査結果の取扱いについては、以下の点に十分留意する必要がある。

- ・ 施設系サービスの収支は本体サービスで基本的に完結している一方、居宅サービスは利用者が複数のサービスを組み合わせて利用し、また、事業者も複数のサービスを一体的に提供していることが多く、これらのサービスに係る費用が適切にサービス毎に按分できない場合がある等の調査上の限界がある（実際に、居宅系の個々のサービスの値の分布は施設系と比較して相対的にばらつきが大きい傾向がある）
- ・ 創設後間もなく稼働率が低調である等の課題も考えられるサービスや有効回答数が少ないサービスの調査結果については、それ以外のサービスとは同列に扱うべきではない
- ・ 本調査は各々の介護サービスについての実態を明らかにし、各サービスの平均費用の額等を勘案して設定する介護報酬の改定のために実施するものである。一方で、実際の事業は法人単位で実施され、法人としての収支や経営の状況は必ずしもサービス毎の収支差率等とは一致しない。また、本調査による介護サービス毎の収支差率と、法人単位で把握した他産業の収支差率を単純に比較すべきではない。

(3) その他

今回調査では、調査票記入者の負担軽減を図るため、調査票設計の見直しや調査票記入ページ数の縮減、既存情報の活用、営利法人用の会計基準に基づく調査等の結果、有効回答率が大幅に向上している。

また、母集団が小さく全数調査をしたにもかかわらず有効回答数が少なかったサービスや、依然として記入不備が多くみられた調査項目については、引き続き次回の調査に向けて改善を進めていく。

表1 有効回答数及び有効回答率の状況

	平成26年実態調査			(参考) 平成23年実態調査		
	調査客体数	有効回答数	有効回答率	調査客体数	有効回答数	有効回答率
介護老人福祉施設	1,686	1,051	62.3%	1,509	655	43.4%
地域密着型介護老人福祉施設	354	174	49.2%	279	126	45.2%
介護老人保健施設	1,086	624	57.5%	882	334	37.9%
介護療養型医療施設	502	217	43.2%	665	180	27.1%
認知症対応型共同生活介護	1,119	578	51.7%	966	340	35.2%
訪問介護	5,324	2,569	48.3%	4,831	1,502	31.1%
夜間対応型訪問介護	166	30	18.1%	97	26	26.8%
訪問入浴介護	1,095	483	44.1%	1,066	352	33.0%
訪問看護ステーション	1,168	598	51.2%	1,070	364	34.0%
訪問リハビリテーション	1,103	301	27.3%	906	242	26.7%
通所介護	5,589	3,235	57.9%	4,979	1,822	36.6%
認知症対応型通所介護	1,699	704	41.4%	1,645	412	25.0%
通所リハビリテーション	1,412	619	43.8%	1,242	340	27.4%
短期入所生活介護	1,166	541	46.4%	1,057	259	24.5%
居宅介護支援	3,171	1,531	48.3%	2,234	493	22.1%
福祉用具貸与	3,217	1,313	40.8%	3,009	667	22.2%
小規模多機能型居宅介護	1,571	754	48.0%	1,152	482	41.8%
特定施設入居者生活介護	1,226	528	43.1%	1,054	243	23.1%
地域密着型特定施設入居者生活介護	277	153	55.2%	136	54	39.7%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	310	100	32.3%	—	—	—
複合型サービス	98	42	42.9%	—	—	—
合計	33,339	16,145	48.4%	28,779	8,893	30.9%

表2 各サービスの状況について

	有効回答数	利用者1人あたり収入 (1日あたり)	利用者1人あたり支出 (1日あたり)	収入に対する 給与費の割合	収支差率
介護老人福祉施設	1,051	12,351円	11,282円	57.6%	8.7%
地域密着型介護老人福祉施設	174	14,059円	12,937円	57.2%	8.0%
介護老人保健施設	624	13,100円	12,364円	56.5%	5.6%
介護療養型医療施設(病院)	217	16,019円	14,706円	56.3%	8.2%
認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)	578	13,512円	11,995円	55.9%	11.2%
訪問介護(介護予防を含む)	2,569	3,399円 ※1	3,147円 ※1	73.7%	7.4%
夜間対応型訪問介護	30	6,946円 ※1	6,683円 ※1	83.0%	3.8%
訪問入浴介護(介護予防を含む)	483	13,334円 ※1	12,608円 ※1	64.5%	5.4%
訪問看護ステーション(介護予防を含む)	598	7,864円 ※1	7,471円 ※1	76.6%	5.0%
訪問リハビリテーション(介護予防を含む)	301	4,907円 ※1	4,646円 ※1	68.1%	5.3%
通所介護(介護予防を含む)	3,235	9,791円	8,757円	55.8%	10.6%
認知症対応型通所介護(介護予防を含む)	704	13,728円	12,722円	62.2%	7.3%
通所リハビリテーション(介護予防を含む)	619	10,343円	9,559円	59.3%	7.6%
短期入所生活介護(介護予防を含む)	541	12,578円	11,666円	59.2%	7.3%
居宅介護支援	1,531	13,428円 ※2	13,569円 ※2	81.9%	△1.0%
福祉用具貸与(介護予防を含む)	1,313	16,116円 ※2	15,585円 ※2	32.0%	3.3%
小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)	754	205,026円 ※3	192,611円 ※3	63.4%	6.1%
特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)	528	13,362円	11,734円	39.9%	12.2%
地域密着型特定施設入居者生活介護	153	11,952円	11,139円	52.6%	6.8%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	100	150,738円 ※2	149,352円 ※2	85.6%	0.9%
複合型サービス	42	283,361円 ※2	284,891円 ※2	71.8%	△0.5%

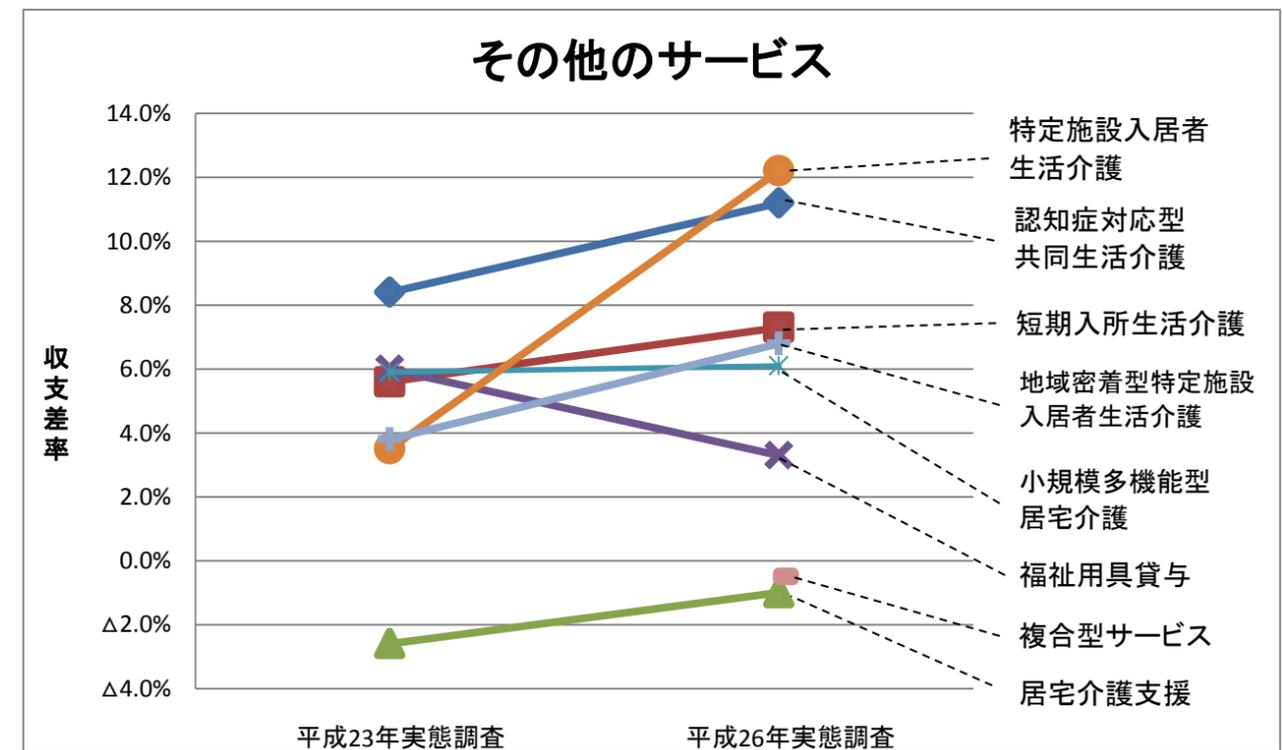
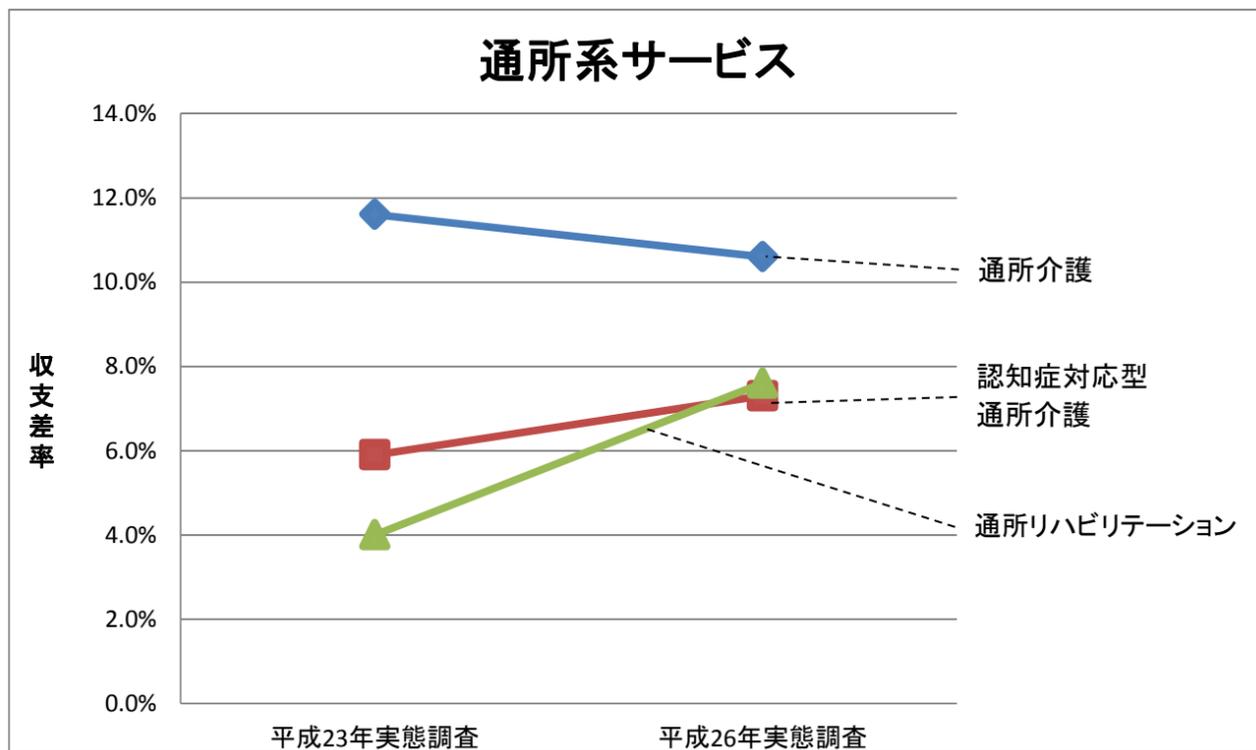
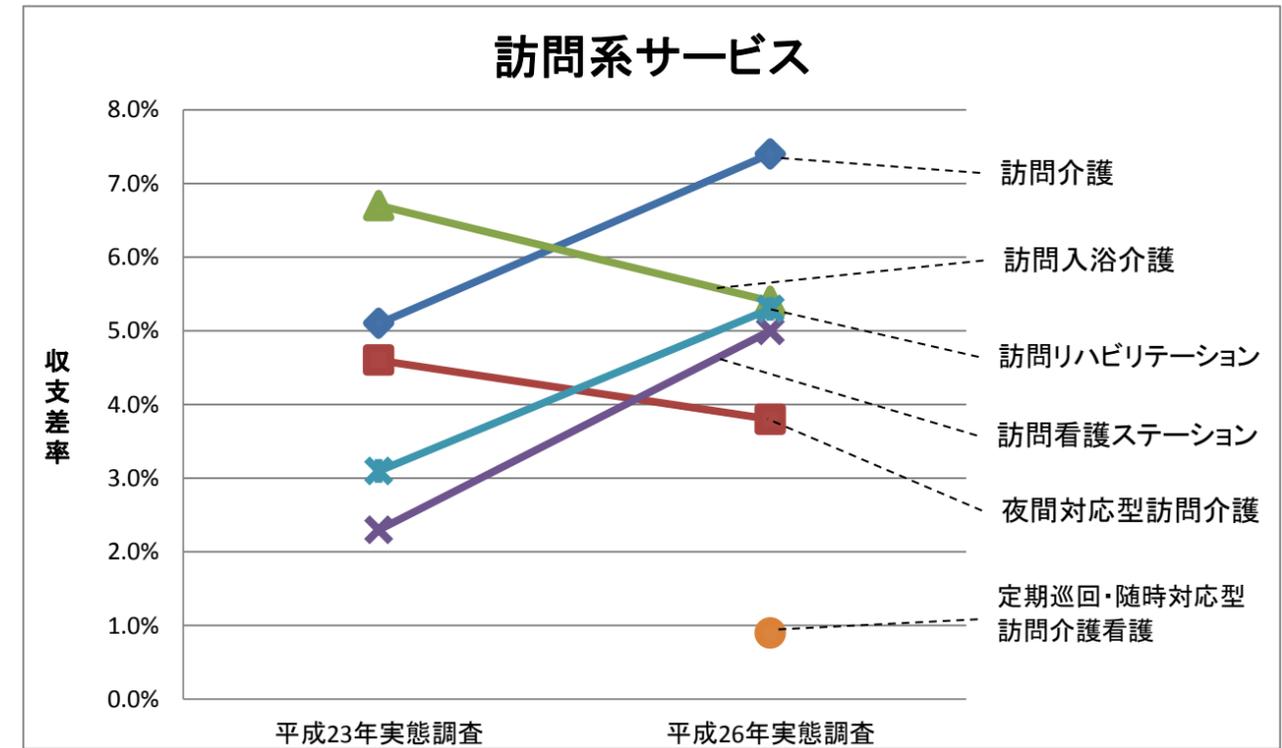
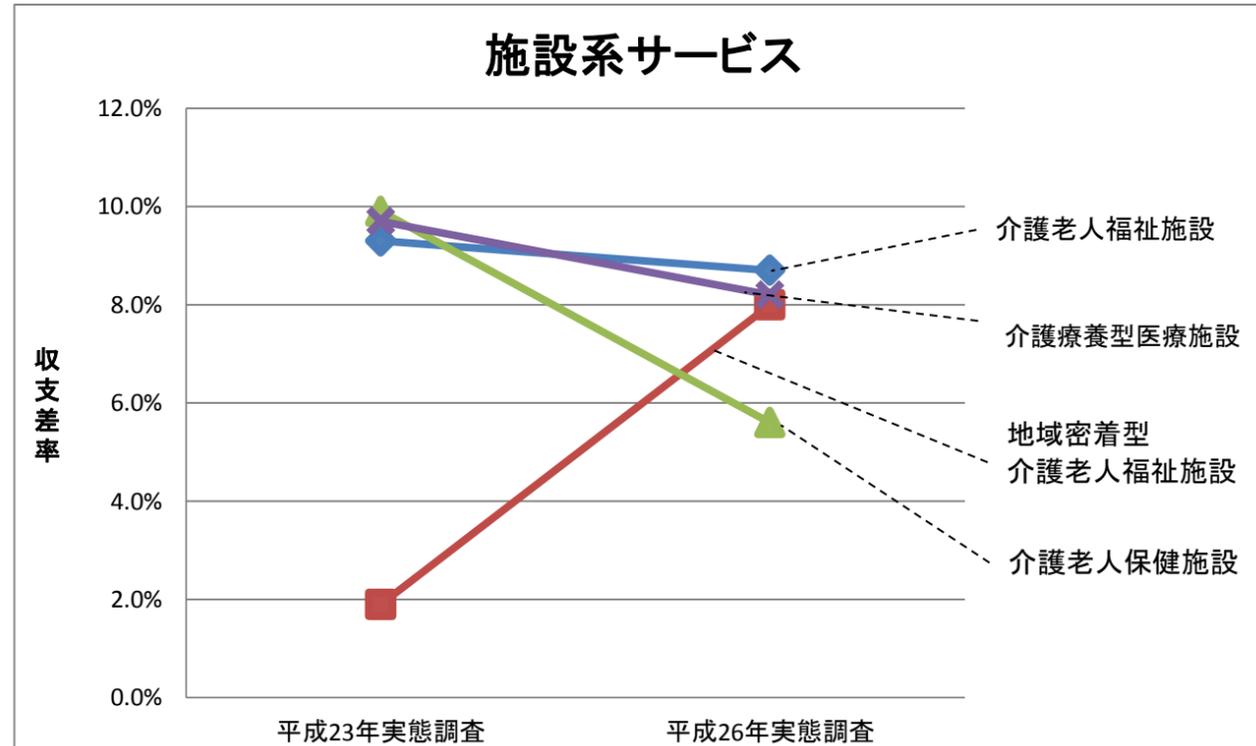
※1：訪問1回あたり ※2：実利用者1人あたり（1か月あたり） ※3：定員1人あたり（1か月あたり）

(参考) 過去の調査結果との比較

	(表2の再掲) 平成26年実態調査		平成23年実態調査	
	収入に対する 給与費の割合	収支差率	収入に対する 給与費の割合	収支差率
介護老人福祉施設	57.6%	8.7%	57.5%	9.3%
地域密着型介護老人福祉施設	57.2%	8.0%	58.6%	1.9%
介護老人保健施設	56.5%	5.6%	52.2%	9.9%
介護療養型医療施設(病院)	56.3%	8.2%	55.2%	9.7%
認知症対応型共同生活介護(介護予防を含む)	55.9%	11.2%	56.4%	8.4%
訪問介護(介護予防を含む)	73.7%	7.4%	76.9%	5.1%
夜間対応型訪問介護	83.0%	3.8%	75.8%	4.6%
訪問入浴介護(介護予防を含む)	64.5%	5.4%	65.6%	6.7%
訪問看護ステーション(介護予防を含む)	76.6%	5.0%	80.0%	2.3%
訪問リハビリテーション(介護予防を含む)	68.1%	5.3%	60.8%	3.1%
通所介護(介護予防を含む)	55.8%	10.6%	55.6%	11.6%
認知症対応型通所介護(介護予防を含む)	62.2%	7.3%	62.5%	5.9%
通所リハビリテーション(介護予防を含む)	59.3%	7.6%	61.2%	4.0%
短期入所生活介護(介護予防を含む)	59.2%	7.3%	57.5%	5.6%
居宅介護支援	81.9%	Δ1.0%	80.4%	Δ2.6%
福祉用具貸与(介護予防を含む)	32.0%	3.3%	35.0%	6.0%
小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む)	63.4%	6.1%	63.7%	5.9%
特定施設入居者生活介護(介護予防を含む)	39.9%	12.2%	49.0%	3.5%
地域密着型特定施設入居者生活介護	52.6%	6.8%	54.8%	3.8%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	85.6%	0.9%	—	—
複合型サービス	71.8%	Δ0.5%	—	—

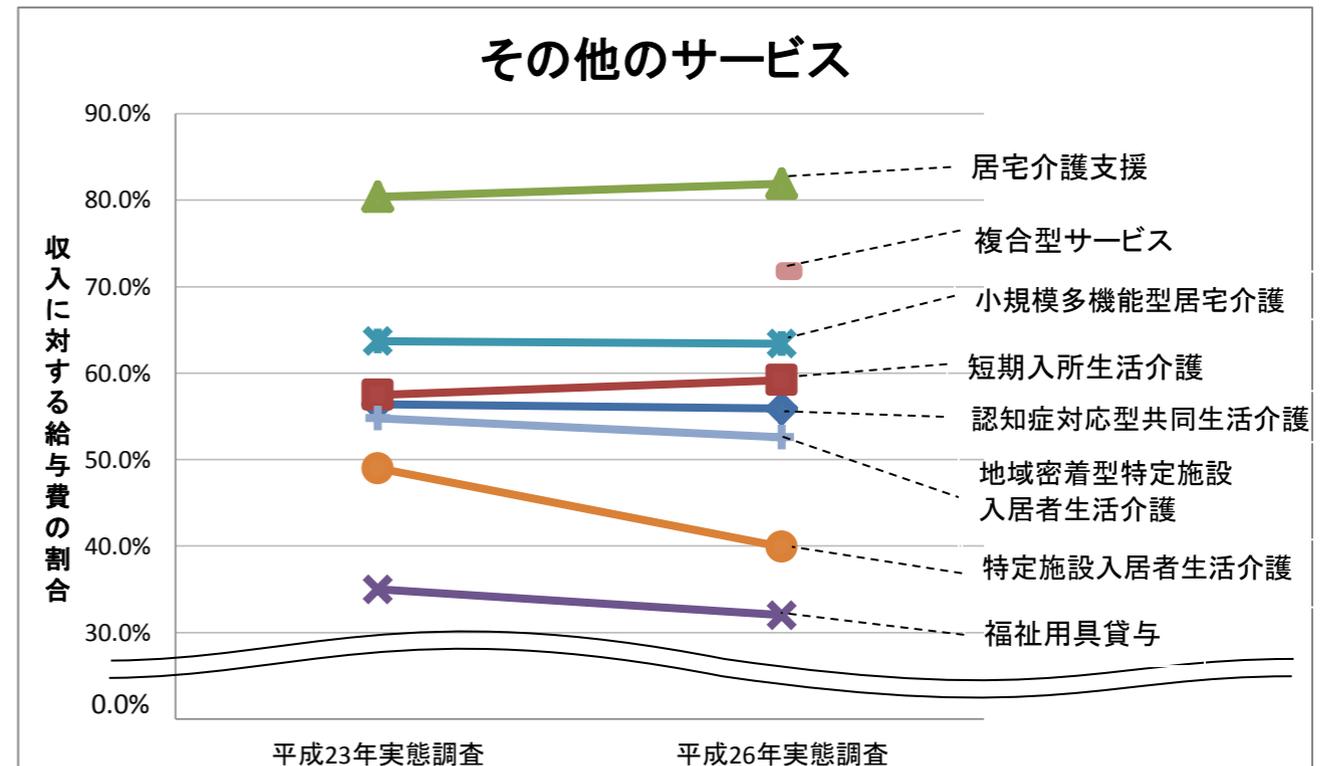
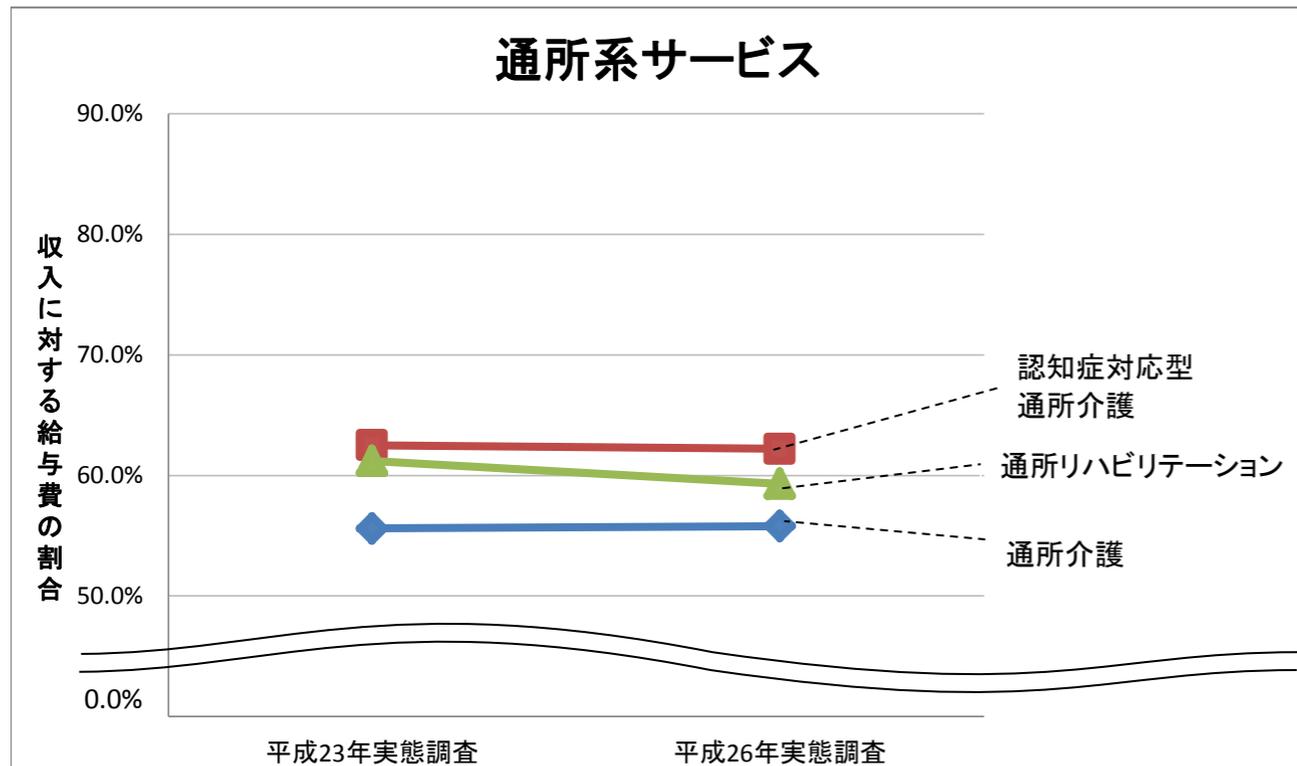
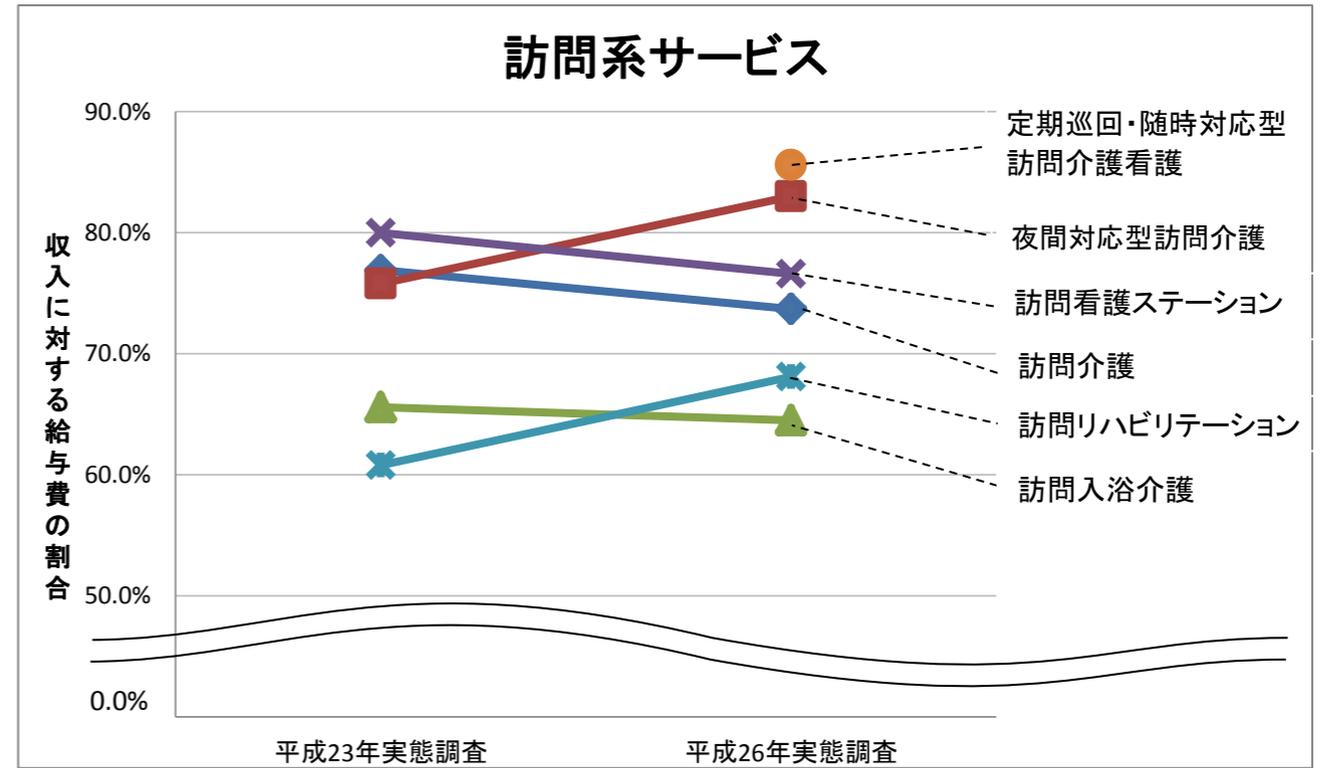
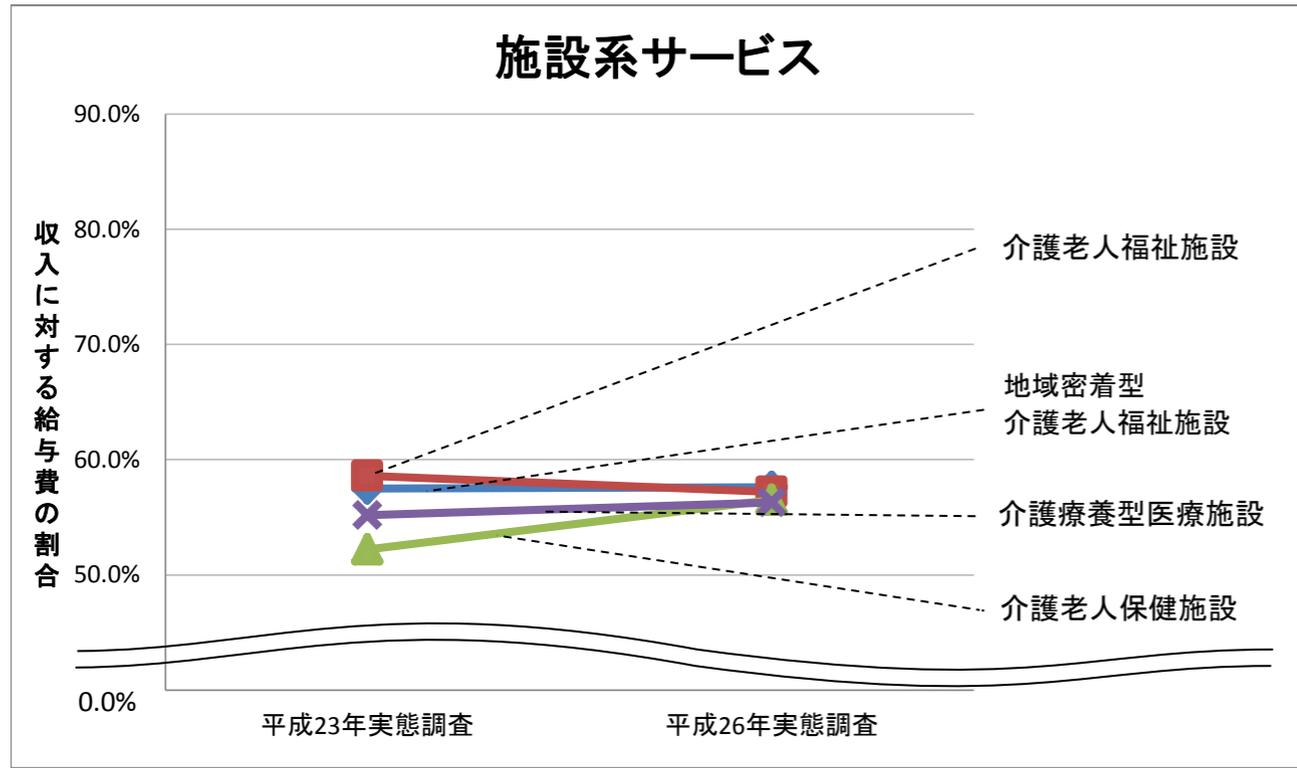
※ 調査対象施設・事業所が同一ではないことに留意が必要

介護事業経営実態調査における収支差率の推移



※ 調査対象施設・事業所が同一ではないことに留意が必要

介護事業経営実態調査における収入に対する給与費の割合の推移



※ 調査対象施設・事業所が同一ではないことに留意が必要